

令和2年8月

普通預金口座を新規開設されるお客さまへ

三島信用金庫

口座の不正利用防止のための「未利用口座管理手数料・解約の定め」の導入について

当金庫では、残高が少なく長期間利用されていない普通預金口座が不正利用されることによる被害を防止するため、令和2年10月1日（木）以降に新規開設いただく普通預金口座につきまして、下記のとおり、「未利用口座管理手数料」および残高が同手数料に満たなくなった場合に解約させていただき定めを導入させていただきます。

対象の口座のお客さまにお取引状況をお知らせした上で、約3か月経過後に、年間1,320円（消費税込）の手数をいただき、残高が同手数料に満たなくなった場合には普通預金口座を解約させていただきものです。

当金庫におきましては、ご利用のない口座について、ご利用の再開をお勧めし、今後ご利用の予定のない口座について、口座の不正利用防止の観点からご解約をお勧めするとともに、ご利用のない口座について管理に要する最低限のコストをご負担いただくことによりまして、当金庫を常日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持向上に一層努めますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 未利用口座管理手数料および解約の定め

適用	令和2年10月1日以降の新規開設普通預金口座 ※総合口座、無利息型普通預金口座も含まれます。
対象となる口座 (未利用口座)	最後のお預入れ（当該普通預金の利息入金を除く）または払戻し（本件手数料の引落しを除く）から2年以上、預入れまたは払戻しがない普通預金口座 ただし、次の場合を除きます。 (1) 当該口座の残高が1万円以上である場合 (2) お借入がある場合 (カードローン契約があり、残高がない場合も含まれます。) (3) 定期預金、定期積金、国債、保険など預かり金融資産がある場合 (4) 口座振替依頼が付与されている口座（振替実績がない場合を含みます。）
手数料	口座が上記の対象となる口座となった場合、事前に文書にて届出の住所に通知いたします。 事前通知後、一定期間（3ヶ月）経過後もお取引がない場合に、年間1,320円（消費税込）を当該口座から引落しいたします。
自動解約	口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高をもって未利用口座管理手数料の一部とし、同口座を解約いたします。 口座残高以上の負担および自動解約した後の手続きはございません。

2. 普通預金規定等の改正

未利用口座管理手数料および解約の定めの新設に関しまして、普通預金規定および定期性総合口座取引規定を改正いたします。本規定の適用は、改正後の令和2年10月1日以降、新規に普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座を含みます。）を開設されたお客さまからとなります。

なお、令和2年9月30日現在で、既に開設されている普通預金口座は本手数料・解約の定めの対象とはなりません。

(1) 普通預金規定

(下記条文を追加)

- (1) 令和2年10月1日以降に開設した普通預金口座（総合口座、無利息型普通預金口座も含みます。）は、当庫が定める一定期間、利息決算以外の預入、または払戻し（第2項に定める手数料の引き落としを除きます。）がない場合には、未利用口座となります。
- (2) この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落としが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、預金者に通知することなく当金庫所定の方法により、解約することができるものとします。
- (3) 一旦引落としになり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。
- (4) 第2項により解約された口座の再利用はできません。

(2) 総合口座取引規定

(解約等の条文に下線の項を追加)

- (1) (略)
- (2) 前条各項の事由があるときまたは普通預金規定に基づき普通預金取引が停止または解約された場合は、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。

改正後の預金規定はこちら

→[普通預金（無利息型普通預金を含む）規定/総合口座取引規定](#)

→[普通預金（無利息型普通預金を含む）規定/納税準備預金規定/通知預金規定](#)

以上